

やまなし産福連携・農福連携アワード

県では産福連携・農福連携に積極的な企業を表彰しています

令和7年度受賞企業 (1)代表者名 (2)所在地 (3)直近決算における障害者施設等への取引実績額 (4)主な発注業務

株式会社 ヴァッシェン

- (1) 代表取締役 茂手木 良治
- (2) 笛吹市石和町市部305
- (3) 約201万円
- (4) おしぼりタオルの検品作業など

障害者施設からのコメント

障害種別を問わず様々な利用者が関われる作業を継続的に発注いただいております。貴重な訓練機会となっています。納品困難時も柔軟に対応いただき、安定した発注により工賃向上につながっています。

成島産業株式会社

- (1) 代表取締役 成島 正文
- (2) 笛吹市境川町寺尾3183-1
- (3) 約110万円
- (4) 食品等の袋詰め、箱作り

障害者施設からのコメント

利用者の障害特性に応じた作業をいただき技能向上につながっています。障害のある方への理解が深く、安心して一般就労に近い環境で経験を積んでいます。環境整備にも協力いただき、大変感謝しています。

山梨トヨタ自動車 株式会社

- (1) 代表取締役社長 佐々木 宏明
- (2) 甲府市宝1-21-29
- (3) 約28万円
- (4) ご来店のお客様向けクッキーの発注

障害者施設からのコメント

イベント用クッキーの発注をきっかけに継続的な受注につながっています。利用者は仕事が認められる喜びを感じながら、責任感を持って取り組んでおり、工賃向上と働く意欲を高める機会となっています。

株式会社 ワセダ

- (1) 代表取締役社長 和田 洋子
- (2) 大月市猿橋町伊良原133
- (3) 約175万円
- (4) 機材のバラシ分別作業、配線の分別作業

障害者施設からのコメント

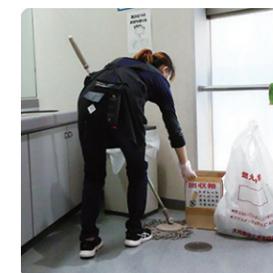
多様な業務を丁寧な指導のもとで提供いただき、作業しやすい方法を一緒に考えてくれています。利用者が途切れなく作業ができるようにバランスの取れた業務提供を受けており、単価も見直していただいたことで、工賃向上につながっています。

産福連携

そのお仕事、障害者就労継続支援事業所へ依頼してみませんか？



シール張り



清掃

県内企業 × 福祉施設



封入封緘



箱折り

問い合わせ先

山梨県産福連携推進窓口

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1 (山梨県福祉保健部障害福祉課内)
電話番号: 055-223-1449 FAX: 055-223-1485
産福連携コーディネーター E-mail: yamanashi.sanpuku1@gmail.com
E-mail: yamanashi.sanpuku2@gmail.com

令和8年3月
山梨県

産福連携 (さんぷくれんけい) とは

産福連携 福祉施設をつなぐ 県内企業と

産福連携とは、県内企業と就労継続支援事業所(以下「障害者施設」という)が作業内容・料金等を定めた「業務委託契約」を結び、障害者施設が企業内の業務の一部を請け負うことをいいます。

県内企業は、契約に基づく委託料を(障害のある方個人ではなく)障害者施設に支払います。

障害者施設が請け負った仕事は、障害のある方が障害者施設支援員の作業指示の下で作業を行います。また、品質・納期の順守等についても、障害者施設が責任をもって行います。



産福連携のメリット

県内企業

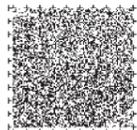
- 労働力の新規獲得の機会となる
- アウトソーシングにより、業務コストや人件費の削減が期待できる
- 障害のある方の就労支援を通じてSDGsの推進、社会貢献に繋がる
- 障害のある方の特性や能力を理解できるため、将来的な障害者雇用のノウハウを習得できる



障害者施設

- 障害者施設で働く方の工賃*向上に繋がる
- 企業への就労に繋がる効果的な訓練を行うことができる
- 障害者施設が自ら生産活動を行う場合に比べて、生産設備への初期投資を行う必要がない

*工賃とは、障害者施設で生産活動(仕事)を行った利用者に支払う対価のことです。



請負作業の例



- 生産工程における軽作業(部品のバリ取り、仕上げ作業、シール貼り、組立、検品作業)
- 印刷(名刺、封筒、チラシなど)
- クリーニング(リネンサプライ)
- 情報処理(HP作成、データ入力、テープ起こし)
- その他のサービス(物品の仕分け、袋詰め、印刷物折り、封入封緘など)



障害者施設が請け負うことができる仕事・サービスは「障害者のできる仕事~つながるナビ~」で検索できます。
ウェブサイトURL:<https://tunagaru.pref.yamanashi.jp/>



マッチングの流れ

① 企業からの依頼・相談

- 産福連携推進窓口のコーディネーターが依頼・相談等をお受けします。



② 産福連携推進窓口による聞き取り

- 企業から「作業内容・工程・量・納期・委託料」などを聞き取ります。
- 条件に合う障害者施設を選定し、候補施設に打診します。

③ 障害者施設とのマッチング

- 産福連携推進窓口が選定した施設に具体的内容を説明し、マッチングの確認を行います。

④ 企業・障害者施設・産福連携推進窓口の3者打合せ

- 具体的な作業内容、必要な治工具の調達条件等、請負の可否判断が行える情報の確認をします。
- 産福連携推進窓口のコーディネーターがアドバイス等のお手伝いをします。

⑤ 業務委託契約の締結

- 企業と障害者施設が合意した後は「業務委託契約書」を締結します。

⑥ 作業の実施

- 請負作業の指導、進捗管理、品質管理、納期の順守は障害者施設が行います。

⑦ 製品納入、委託料支払い実施

- 障害者施設は製品を納入します。
- 業務請負契約書に基づき、企業から障害者施設に委託料の支払いを行います。

